

「医療費のお知らせ」が医療費控除申告に利用可能となります

税制改正により、平成 29 年分の医療費控除申告から、医療費領収書に代えて「医療費のお知らせ」を添付できることになりました。申告の際は原本を添付する必要があります。「医療費のお知らせ」は 2 月下旬にお届けの予定です。再発行はできませんので、大切に保管してください。

なお、医療機関等からの請求時期の関係上、原則平成 29 年 1 月から 11 月分までの内容しか記載することができません。12 月分については別途医療費領収書が必要となります。

Q1. 「医療費のお知らせ」に記載されていない診療で、控除の対象となるものがある場合はどうすればよいでしょうか。

A1. 保険医療機関等からの請求が遅れている場合、健保に医療費データがないため記載できません。医療費控除の対象となる支払いで、医療費通知に記載されていないものがある場合には、別途医療費領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告書に添付してください。

この場合、医療費領収書は確定申告期限から 5 年間保存する必要があります。

Q2. 「医療費のお知らせ」の内容で、医療機関名等の欄が空白ですが、そのまま確定申告に使うことができるのでしょうか。

A2. 保険医療機関以外の施設で受けた施術（柔道整復やあんま・鍼灸など）や、一部医療機関等で施設名が記載されない場合があります。

確定申告の際、医療費領収書に代えて添付ができる「医療費のお知らせ」は①被保険者（又はその被扶養者）の氏名 ②療養を受けた月 ③療養を受けた者の氏名 ④療養を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称 ⑤被保険者又はその被扶養者が支払った医療費の額 ⑥保険者の名称 の 6 項目が記載されている必要があります。

医療機関名等が空白の場合は、医療費領収書に基づいて、ご自身で医療機関等の名称を補完記入いただく必要があります。

この場合、医療費領収書は確定申告期限から 5 年間保存する必要があります。

Q3. 「医療費のお知らせ」の「あなたが支払った額」と医療費領収書の金額が違う場合はどうしたらよいでしょうか。

A3. 「あなたが支払った額」には、自己負担相当額が記載されていますが、市区町村等から助成金（こども医療費助成等）を受けられた場合、実際にご自身が負担された額と異なることがあります。こうした場合は、「あなたが支払った額」欄に記載の額から助成金額を差し引く等、ご自身で額を訂正して申告していただくこととなります。

この場合、医療費領収書は確定申告期限から 5 年間保存する必要があります。

医療費控除の申告に関する内容は、税務署にお問合せください。